

大洲市市道認定基準運用細則

- 1 大洲市市道認定基準（平成24年7月1日制定。以下「基準」という）の運用については、別に定めるものを除くほか、この細則によるものとする。
- 2 基準第3項第2号に定める「公共施設」及び「公益施設」とは、次のものをいう。

公共施設	国・地方公共団体が管理している施設
公益施設	営利を目的とせず社会一般の利益となる事業を行う施設
- 3 基準第3項第4号に定める「自動車の回転可能な場所」とは、大洲市開発許可制度の手引き図3-6 転回広場（末端）に適合するものをいう。
- 4 基準第4項第2号に定める「隅切り」とは、大洲市開発許可制度の手引き表3-3 道路交差部の隅切り長さに示す値を標準とする。ただし、基準第2項第4号に定める道路については次のとおり緩和することができる。

角地の隅角をはさむ辺の長さ2メートルの二等辺三角形の部分を道に含む隅切りを設けたものであること。ただし、家屋や門扉などの築造物が既にあり隅切りを新たに確保することが極めて困難であると認められる状態にあつて、十分な視距や安全性を確保したカーブミラーなどが設けられており、道路の交差部の土地所有者から将来基準を満たした隅切りを設置する確約書が添えられた場合はこの限りでない。
- 5 基準第4項第3号に定める「路面が良好で」とは、路面が平坦で階段等がなく、縦断勾配が12%以下であるものをいう。
- 6 基準第4項第3号に定める「民地との境界が明確であり」とは、コンクリート擁壁・側溝・ブロック等により境界の確認ができるものをいう。
- 7 基準第4項第3号に定める「維持管理に支障を生じるおそれがないもの」とは、次の各号に掲げるものをいう。
 - (1) 道路占用許可対象物件以外の物件がないもの。ただし、維持管理上著しく支障にならないものは、期間を定めて猶予することができる。
 - (2) 地下埋設物件については、その管理者が明確であり、かつ強度的に支障がないと認められるもの。
 - (3) 道路構造物については、強度的に支障がないと認められるもの。

附 則

この細則は、基準施行の日から施行する。